

全体財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産…………… 取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの…………… 取得価額

取得価額が不明なもの…………… 再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産…………… 原則として取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの…………… 取得価額

取得価額が不明なもの…………… 再調達価額

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 子会社・関連会社株式…………… 取得価額

ただし、実質価額の低下割合が 30 %以上である場合、強制評価減を行っています。

② その他有価証券…………… 出資金額

ただし、実質価額の低下割合が 30 %以上である場合、強制評価減を行っています。

③ 出資金…………… 取得価額

ただし、実質価額の低下割合が 30 %以上である場合、強制評価減を行っています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品…………… 先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産…………… 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建 物	8 年～ 50 年
工作物	6 年～ 60 年
物 品	2 年～ 20 年

② 無形固定資産…………… 定額法

ソフトウェア	5 年
--------	-----

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率等により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から徳島県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、徳島県市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち、美馬市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑤ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体については、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

該当無し

3 重要な後発事象

該当無し

4 偶発債務

該当無し

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

	団体（会計）名	区分	連結の方法
1	一般会計	一般会計	全部連結
2	住宅新築資金等貸付事業特別会計	一般会計	全部連結
3	国民健康保険特別会計（事業勘定）	特別会計	全部連結
4	国民健康保険特別会計（直診勘定）	特別会計	全部連結
5	介護保険特別会計（保険事業勘定）	特別会計	全部連結
6	介護保険特別会計（サービス事業勘定）	特別会計	全部連結
7	後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結
8	小水力発電事業特別会計	特別会計	全部連結
9	一の森ヒュッテ事業特別会計	特別会計	全部連結
10	水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結
11	工業用水道事業会計	地方公営企業会計	全部連結

農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計は、平成 31 年 4 月の公営企業法適用に向けて作業に着手しているため、連結しないこととします。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

普通財産等処分検討委員会において売却予定とされている公共資産。

イ 内訳

事業用資産 42,945 千円 (42,945 千円)

土地 42,945 千円 (42,945 千円)

平成 31 年 3 月 31 日時点における売却予定価格を記載しています。

上記の (42,945 千円) は貸借対照表における簿価を記載しています。